

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク (宜野座村地域防災計画：平成25年3月)】

本計画では、本村の気象や地勢及び地質土壌などの地域特性によって起こる災害(台風、豪雨、高潮、地震、津波、その他災害)を重点に、救助法適用程度の災害を想定する。具体的には以下に掲げる災害を想定する。ただし、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震、あるいは1771年八重山地方に発生した大地震による大津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの大規模な災害による被害の軽減を図ることをも考慮する。

(台風)

	①昭和32年台風第14号 (フェイ)	②平成15年台風第14号 (マエミー)
襲来年月日	昭和32年9月25日・26日	平成15年9月10日・11日
最大風速	47.0m/s(那覇)	38.4m/s(宮古島)
最大瞬間風速	61.4m/s(那覇)	74.1m/s(宮古島)
降水量	70.7mm(那覇 25～26日)	470.0mm(宮古島 9～12日)
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	16,091戸	—

(地すべり)

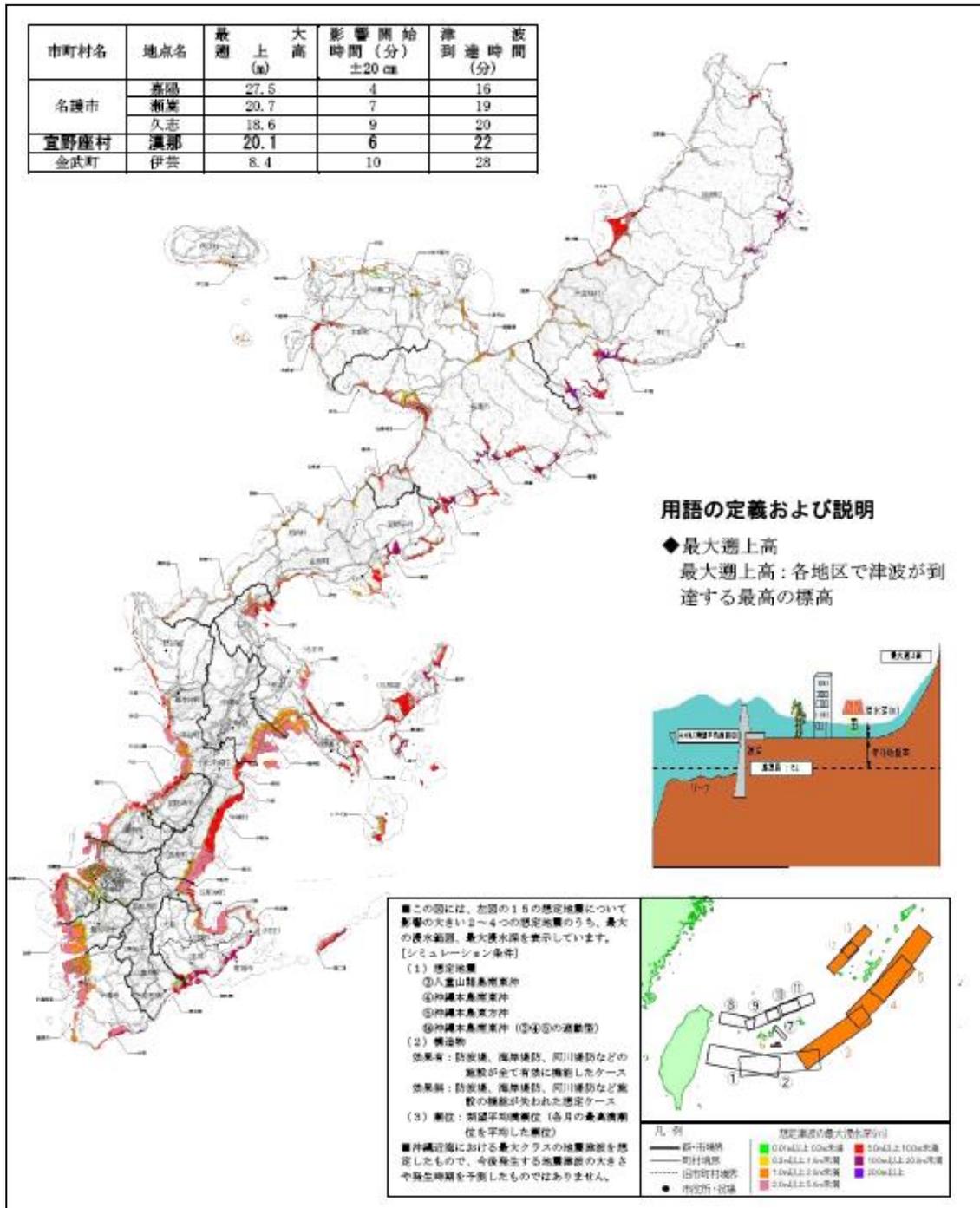
発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 633mm(5/1～6/9) 集中降雨量 88mm(6/10)
地すべりの規模	平均高さ30m(最大42m)、長さ約335m 移動土量約34万m <sup>3</sup> 、地すべり面積5万6千m <sup>2</sup> 地すべり幅 最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

(地震及び津波の被害想定)

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波について、「沖縄県地震被害想定調査報告書」(平成21年度)による被害想定調査結果を参考に、宜野座村の地震・津波災害を想定する。

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南道沖地震(3連動)	断層型	9.0	平成18・19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より津波遡上高が上回っており、到達時間も早くなっている。(予想震度は未公表)	沖縄津波被害想定検討結果(平成25年3月)より

■津波浸水予想図(沖縄本島)



資料：沖縄県津波被害想定検討委員会

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本村においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

本村の商工業者の状況は、平成28年経済センサス活動調査によると、商工業者数は248社、うち小

規模事業者数は182社で業種別に建設業35社、製造業10社、卸小売業48社、宿泊飲食業36社、その他サービス等91社となっている。産業分類別にみると最も多いのが「サービス業」で41.3%、次いで「卸売・小売業」で21.8%、次いで「宿泊飲食業」で16.3%、「建設業」で15.9%となっている。

1) 地区別事業所数(令和4年3月31日現在宜野座村商工会会員台帳より)

松田	宜野座	惣慶
45	45	64
漢那	その他	合計
47	10	211

(3) これまでの取組

1) 当村の取組

- ・ 宜野座村地域防災計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 宜野座村防災マップの作製
- ・ 教育訓練の実施
- ・ 防災物資及び資材の備蓄整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施
- ・ 宜野座村国土強靱化地域計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠前的な記載にとどまり、協力体制についての具体的なマニュアルが整備されていない状況である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

さらには、会員事業者に対し、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### ≪ 1. 事前の対策 ≫

発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう体制整備を行う。

#### 1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら事業所の立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険。共済加入等)について説明する。
- ・当会公式 LINE や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和4年度中に作成する。

#### 3) 関係団体等との連携

##### ① 沖縄県火災共済協同組合と下記事項について連携する。

- ・「自身危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### ② 損害保険会社と連携、専門家派遣を依頼。会員事業災害も対象とした普及啓発セミナーや村外保険の紹介等を実施し、災害から早期の復旧に向けた備えの重要性を周知する。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・宜野座村観光商工課及び関係各課と必要に応じて年1回以上、情報共有を図り、状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(洪水・土砂災害)が発生したと仮定し、当村との連携ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

#### ≪ 2. 発災後の対策 ≫

- ・自然災害用による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 12 時間以内に職員の安否確認報告を行う。  
(SNS 等を利用した官費確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当村で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等の対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村における対策に基づき当会の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

【豪雨における例】

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保を市、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

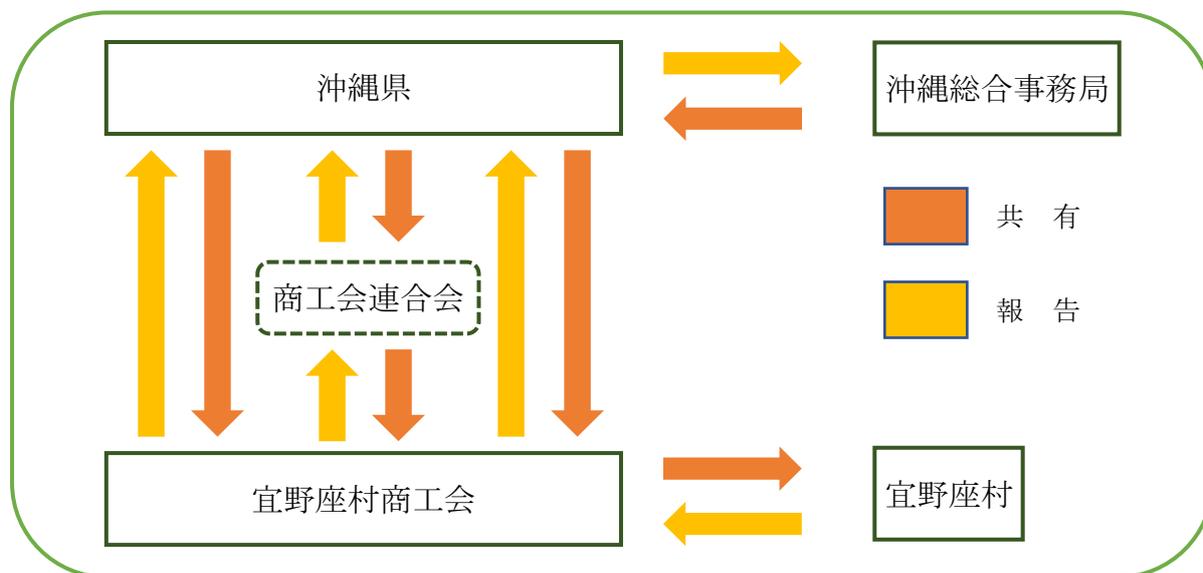
- ・本計画により、当会と当村は以下の感覚で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回以上共有する
1 週間～2 週間	2 日に 1 回以上共有する
2 週間～1 か月	3 日に 1 回以上共有する
1 か月以降	都度、共有する

《 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 》

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報を迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当村が共有した情報を、当会又は当村により県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は、別紙様式により被災情報を件に報告する。
- ・感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事情が発生した場合は、災害発生時と同様の方法

により沖縄県へ報告する。



《 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援》

- ・相談窓口の開設方法について、宜野座村と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

《 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援》

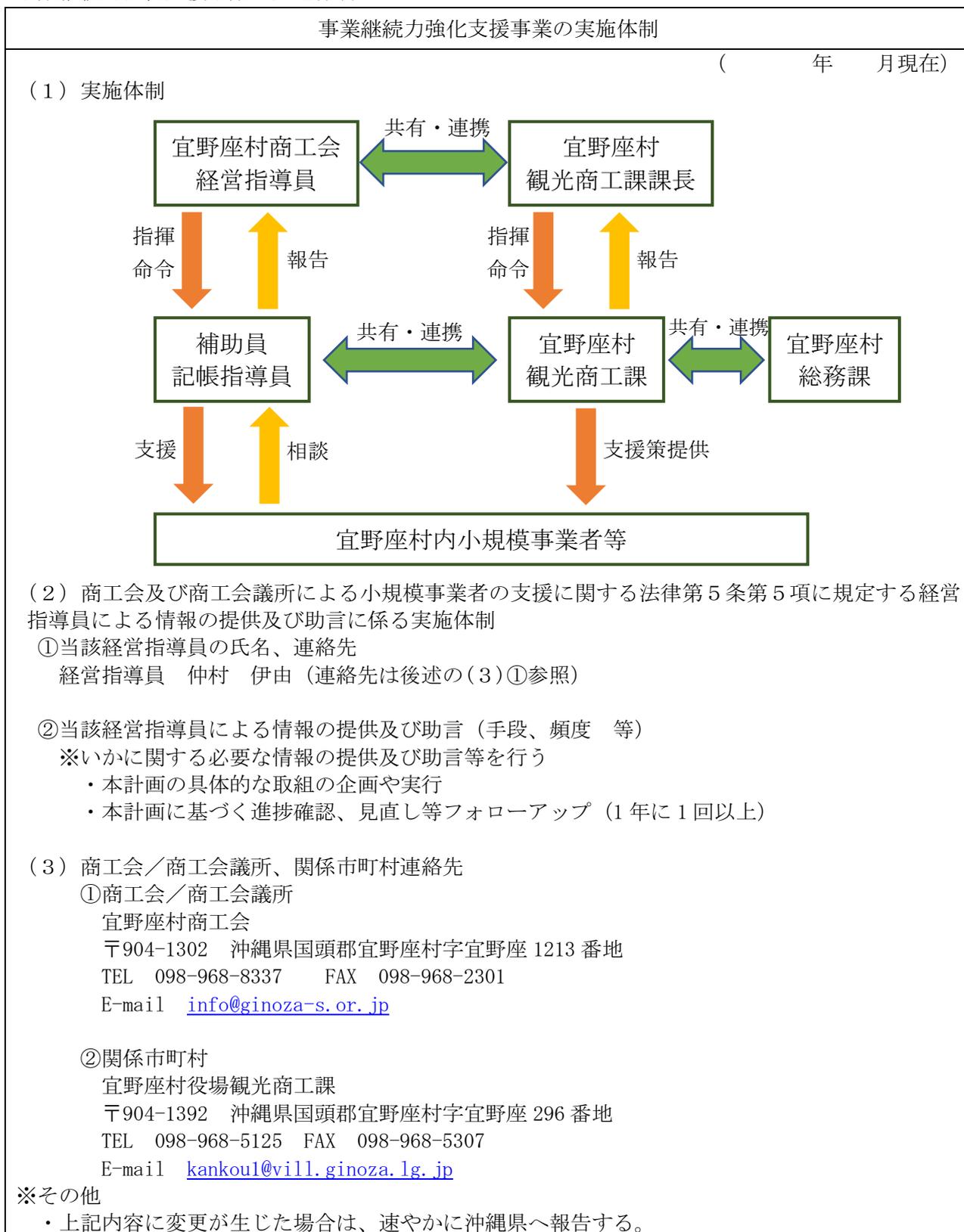
- ・沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域などからの応援派遣依頼等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	270	270	270	270	270
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	120	120	120	120	120
チラシ・パンフ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宜野座村補助金、沖縄県補助金、その他事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

